

農地を守り、活かす

町農業委員会の取り組み

農業者の高齢化や耕作放棄地・遊休農地の増加、後継者不足、有害鳥獣被害の拡大など、町の農業を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況です。中でも、遊休農地（再生利用が可能な農地）は、町全体の耕地面積の約1割にのぼっています。西会津町農業委員会では、地域の農業を守り、農業者の明るい将来のため活動しています。

今月号では、「町の農地を守り、活かす」町農業委員会の活動を紹介します。



農業委員会とは

西会津町農業委員会は、「地方自治法」および「農業委員会等に関する法律」によって設置が義務付けられている行政機関です。

■ 基本的な業務

- ① 農地の確保と有効活用
- 農地法に基づく農地の許認可、農地の利用状況調査
- ② 農地などの利用の最適化
- 農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、集落での話し合いの推進

- ③ 農業の担い手の育成・確保
- ④ 地域課題の解決
- 農業者などの声が行政・政策に反映されるよう、関係行政機関などに意見を提出

■ 体制と役割

町農業委員会の体制は、農業委員12人、農地利用最適化推進委員11人で構成され、それぞれ担当地区があります。農業委員の主な役割は、農業委員会総会で農地の権利移動の許可・不許可を決めることです。農地利用最適化推進委員の主な役割は、人・農地プラン

など農業者などとの話し合いの推進、農地の出し手（貸し手）・受け手（借り手）への働きかけ、遊休農地の発生防止と解消などのための現場活動です。

農業委員会の体制

農業委員 12人	農地利用最適化 推進委員 11人
-------------	------------------------

農業委員会の活動

農業委員会総会

毎月1回程度、会長が招集し農業委員会総会を開催しています。

総会では、提出案件を審議し、合議体として決定します。主な案件としては、農地などの権利移動の許可、農地利用集積計画の決定や農地転用許可にあたって県知事などへ申し立てるべき意見の決定、農地利用の最適化の推進

に関する施策に関する意見などがあります。



▶ 8月に開催した総会の様子

農地パトロール

農地の利用状況調査のことを「農地パトロール」といいます。これは、町内の農地の現状を把握し、農地利用の最適化を推進するために欠かせないものです。町農業委員会は毎年1回、町内の農地について農地パトロールを行わなければならないと農地法で定められています。

農地パトロールを実施することにより、遊休農地の把握

や農地中間管理事業※などを活用した遊休農地の発生防止・解消のほか、不法投棄や違反転用の早期発見などにつながっています。

本年度の町の農地パトロールは、8月に実施しました。町内5地区の担当農業委員と農地利用最適化推進委員が現地をまわり、再生利用が困難な農地と遊休農地の発生状況を調査しました。

これに併せて、農地の確保と有効利用、農業委員会業務



▶ 野沢地区で行われた農地パトロールの様子

の効率化の観点から、違反転用農地の有無、不法投棄の有

農地の売買・転用、地目の変更、非農地化について

無などを調査しました。今後は、農地パトロールの結果に基づいて、遊休農地の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか、誰かに貸すかなどの利用意向調査を実施し、遊休農地が増えないよう、その状況を把握します。

※農地中間管理事業：都道府県ごとに設置された農地中間管理機構に、耕作できない農地を借り受け、担い手となる農家に貸し付ける制度。

遊休農地とは

現在は耕作が行われていない再利用が可能な農地のことで、2種類に分けられます。

【1号遊休農地】

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しないと認められる農地で、さらに2区分に分けられます。

①緑区分

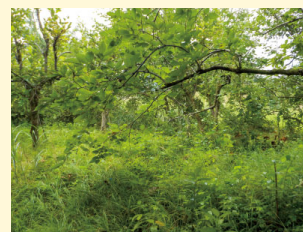
人力・農業用機械で草刈り・抜根・整地などを行えば、すぐに耕作することができる農地



▲ 緑区分の例

②黄区分

草刈りなどのほかに、基盤整備事業の実施や重機の使用など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地



▲ 黄区分の例

【2号遊休農地】

荒廃農地には該当しないが、農地として利用する時に、その周辺の農地に比べ、利用程度が著しく劣っていると認められる農地。

町の遊休農地

町の遊休農地は127haで、町全体の耕地面積1,230haに対して約1割にあたります。これは、ふれあい広場を含むさゆり公園の敷地面積(15.76ha)の約8個分とほぼ同じ面積です。

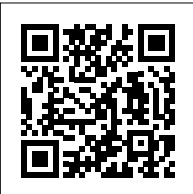
- ◆ 届出の種類
 - 農地法第3条申請
 - 耕作目的での農地の貸し借りや売り買いをする時
 - 農地法第4条第5条申請
 - 農地を住宅や駐車場など農地以外の用地に転換する時
 - 現況確認証明
 - 明らかに農地以外のものになっていて地目が農地のままとなっている時
 - 農用地利用集積計画による利用権設定
 - 基盤強化法に基づく貸借・売買する時
 - 非農地通知申出
 - 既に森林原野化している時
 - ◆ 申請書受付締切日
 - 毎月末日
 - (土曜日曜・祝日など閉庁日の時はその次の開庁日)

農業者年金の加入促進

農業者年金は、農業者の老後生活の安定を図るために発足した制度で、納付した保険料とその運用益で将来受給する年金の原資として積み立て、その額により年金額が決まる年金です。町農業委員会では、本制度への加入促進に努めています。

全国農業新聞の普及促進

全国農業新聞とは、全国農業会議所が発行する農業委員会系統組織の機関誌です。農業・農村現場が必要とする情報を手軽に分かりやすく提供し、農業者の経営と暮らしを支えている情報媒体です。



▲ 全国農業新聞ホームページ

〈問い合わせ先〉

町農業委員会事務局

☎ 45-4531

町農業委員会以外にも、町や町土地改良区では、耕作放棄地や遊休農地対策として次の事業を実施し、「農地を守り活かす」取り組みを支援しています。

■ 中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動などを行う場合に、面積に応じて一定の額を交付する制度です。耕作放棄地の発生防止と農地の持つ多面的機能の確保を目的としています。



■ 人・農地プラン

高齢化による後継者不足や耕作放棄地の問題など、地域が抱えている人と農地の問題を解決するための制度です。例えば、集落での将来の農業は誰が担うのか、農地の集積・集約をどうするかなどを話し合っ、これからのプラン(設計図)を作っていくものです。

現在、町内では13地区でプランを作成しています。作成には、町農業委員会も町とともに支援します。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 農政係 ☎ 45-4531

■ 多面的機能支払交付金事業

農業・農村は、水源の養育、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を持っていますが、農村の過疎化や高齢化などにより、その機能の発揮に支障が出てきています。

このため、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図ることを目的に、地域の共同活動に対して交付金による支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するのが本事業です。町では「水土里事業」として取り組んでいます。

◆ 交付金の種類

- ① 農地維持支払交付金 [基本事業] = 多面的機能を支える共同活動の支援
 - ・ 農地やその周辺の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的保全活動
 - ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成など
- ② 資源向上支払交付金 [重点事業] = 農地や農道、水路などの地域資源の性質向上を図る共同活動の支援
 - ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
 - ・ 有害鳥獣対策、ビオトープ(生物の生息場所)づくり
- ③ 資源向上支払交付金 [長寿命化] = 施設の長寿命化のための活動

〈問い合わせ先〉

町土地改良区 ☎ 45-4258